

第507回宮城海区漁業調整委員会議事録

委員会の招集

- (1) 招集者 会長 關 哲 夫
- (2) 発送年月日 令和6年9月4日(水曜日)

委員会の開催

- (1) 日時: 令和6年9月11日(水曜日)
午後2時
- (2) 場所: 県行政庁舎9階 第一会議室

議題

審議事項

- (1) まだら固定式刺し網漁業の制限に関する委員会指示(案)について
- (2) 知事許可漁業の制限措置(案)等について
(いるか突棒漁業、小型機船底びき網漁業(なまこけた網漁業))

協議事項

- (1) 令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議について
- (2) 宮城・岩手両県海区漁業調整委員会交流会について
- (3) 宮城県漁業調整規則の改正について

報告事項

- (1) 秋さけ固定式刺し網漁業の承認申請の取扱いについて
- (2) 令和6年度漁期の秋さけ種卵確保対策について

その他

出席委員

会 長	關 哲 夫	委 員	鈴 木 章 登
会長代理	岩 沼 徳 衛	〃	伊 藤 新 造
〃	鈴 木 政 志	〃	千 葉 富 夫
委 員	高 橋 平 勝	〃	平 井 光 行
〃	菊 田 守	〃	尾 定 誠
〃	高 橋 一 郎	〃	石 森 裕 治
〃	大 江 清 明	〃	木 村 千 之

欠席委員

委 員 館 田 あゆみ

執行部（事務局）出席者

別紙のとおり

○事務局 武山総括次長

定刻となりましたので、ただいまから第507回宮城海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日の委員の出席状況は、14名の方が御出席されておりますので、漁業法第145条の規定による過半数を満たしており、本委員会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、開会の挨拶を關会長お願いいたします。

○關会長

（挨拶）

○事務局 武山総括次長

ありがとうございます。

続きまして、宮城県水産林政部 長谷川副部長に御挨拶をお願いいたします。

○水産林政部 長谷川副部長

（挨拶）

○事務局 武山総括次長

ありがとうございました。

それでは議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。配布資料の右上に番号を振っております。

まず資料1といたしまして、審議事項(1)まだら固定式刺し網漁業の制限に関する委員会指示(案)について、資料2といたしまして審議事項(2)知事許可漁業の制限措置(案)等について、資料3といたしまして協議事項(1)令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議について、資料4といたしまして協議事項(2)宮城・岩手両県海区漁業調整委員交流会について、資料5といたしまして協議事項(3)宮城県漁業調整規則の改正について、資料6といたしまして報告事項(1)秋さけ固定式刺し網漁業の承認申請の取扱いについて、資料7といたしまして報告事項(2)令和6年度漁期の秋さけ種卵確保対策について、以上7種類の資料となっております。

御確認いただきまして不足等ありましたら事務局にお声掛けください。

それでは議事に入らせていただきます。關会長、議事進行よろしくお願いいたします。

○關会長

それでは議事に入りますが、その前に議事録署名委員の指名をいたしたいと思います。5番の菊田委員、13番の尾定委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。それでは、お手元の会議次第により議事を進めて参りますので、よろしくお願いいたします。

【審議事項】

○關会長

審議事項(1)まだら固定式刺し網漁業の制限に関する委員会指示(案)についてを上程いたします。事務局から説明をお願いします。阿部事務局長をお願いします。

○事務局 阿部事務局長

それでは資料1をお願いいたします。まだら固定式刺し網漁業の制限に関する委員会指示(案)でございますが、この委員会指示につきましましては、平成20年、今から16年ほど前になりますが、まだらが本県沖合に多く来遊してきた時期でございます。この当時、沿岸のまだら刺し網漁と沖合の沖合底びき網漁業との操業トラブルの発生が懸念されたことから、平成20年から刺し網漁業の操業実態を把握するということを目的として、操業が集中している牡鹿半島以北の1月、2月の操業時期において、委員会指示を発動してきたところでございます。現在は来遊が低迷しているというところでございますが、昨年の届出状況と着業状況を報告いたしますとともに、今期令和7年1月から開始を予定してございます本漁業の委員会指示の内容について、同じく委員会指示として発動いたしたく、御審議をいただくものでございます。

詳細につきましては担当の方から御説明申し上げます。

○關会長

はい。では君島さんお願いします。

○事務局 君島技師

1 ページ目は経緯でございますが、まだら固定式刺し網漁業の制限について概要を示した資料となっております。

1. 経緯ですが、まだら固定式刺し網漁業は、秋さけ漁後に県の北部から中部の沿岸漁業者の主力漁業として、長年自由漁業が営まれてきておりましたが、まだらが沿岸に来遊する1月から2月にかけて着業者が増え、漁船が混み合うことや沖合で操業が行われるようになったことにより、トラブルが懸念されたことから制度化が検討され、平成20年度から宮城海区漁業調整委員会への届出漁業となりまして、操業方法や操業期間等を定め、管理してきているところです。

本日、指示内容について御審議をいただきまして、原案どおり決定された場合には令和6年11月12日付で指示を発動するとともに、同日発行の県公報に掲載する予定と考えております。委員会指示が発動されました時には、漁業者の方々から届出書を受付けまして、こちらから届出済証を交付し、1月からの操業を迎えるといった流れです。

2. 委員会指示内容でございますが(1)の制限期間と(2)の漁業時期は、1月1日から2月28日までとなっております。(3)操業区域につきましては、石巻市網地島湊波岐崎正東の線以北の宮城県地先海面となっておりますが、資料8ページに操業区域図を載せておりますので、参考にしていただければと思います。(4)制限内容につきましては、操業するものは宮城海区漁業調整委員会に届出をしなければならないとしてございます。

(5)条件はこちらに示したとおり、操業期間中は届出済証を船内に備え付けなければならない。操業期間中は、別に定める標識を漁船の船橋の両側または両舷、船外機船にあっては船体の見やすい場所に表示しなければならない。操業方法は1日につき朝刺し網または留刺し網のいずれか一方のみとする。漁具を敷設している間は周辺海域に待機しなければならない。朝刺し網により沖合底びき網漁船と漁場が競合する海域において操業する場合は、沖側の漁具に設定したポンテン付近に待機し、無線チャンネルを通じてトラブル回避に努めなければならない。漁具には宮城県の規則で定める標識をすること。漁期終了後については漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。届出者は漁業者間で定めたルールを遵守するよう努めなければならないといった条件となっております。

次に3番、委員会指示の変更点につきましては、昨年度発動した委員会指示の内容からの主な変更点として、指示発動日、制限期間、漁業時期の年度更新を行うものとなっております。

続きまして2ページ目から5ページ目には昨年度の委員会指示との、新旧対照表を示してございます。変更点は先ほど御説明したとおり、年度の更新となっております。

次に6ページ目以降ですが、まだら固定式刺し網漁業の操業条件についてお示ししてございます。まず1の着業状況です。(1)年度別届出隻数・着業隻数・着業率という形で、平成20年度からの着業状況について表とグラフをまとめております。昨年度については一番右に記載がございまして、届出数147隻、着業34隻、着業率23.1%となっております。また、中段に(2)漁船トン数別着業隻数を参考まで載せてございます。下の方にあります2の漁獲状況ですが、操業期間中の水揚量、水揚金額について、平成20年度からの実績を表とグラフにまとめております。昨年度の状況につきましては、漁獲量20.7トン、金額801万円、単価が386円となっております。一番下にそれらをまと

めたグラフがありますが、棒グラフが漁獲量となっておりまして平成25年度、26年度は漁獲が多かったのですが、28年度以降は200トン程度で推移、令和5年度に大きく漁獲量が下がっているという状況です。

次に7ページ目ですが、旬別漁獲量漁獲金額といたしまして令和3年度から令和5年度までの実績を月ごとに上中下旬に分けて記載をしております。また中段には令和3年度から令和5年度までの漁獲量と漁獲金額についての推移をグラフに載せております。御覧いただきますと1月中旬から下旬がピークになっているという状況が分かるかと思えます。

(3) 組合支所別内訳の表を参考まで載せてございますので、御参考にしていただければと思います。また表右側ですが、①から④としてまとめておりますが、①の着業率については先ほど申し上げましたとおり、23.1%となっております、②の着業船平均出漁日数は4日となっております。③の着業船の最大漁獲量ですが、17日出漁いたしまして約5.4トン。④の着業船の最大漁獲金額ですが、17日間出漁いたしまして約153万円といった実績となっております。操業状況の概要については以上となります。

9ページ目以降は委員会指示の内容を県の公報に掲載する形ということで、縦書きにしたものを載せてございます。

12ページから16ページは届出書等の様式を参考に載せてございます。

私からの説明は以上になります。委員会指示の発動につきまして、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○關会長

君島さんありがとうございます。

今の説明で着業状況と漁獲状況は平成20年度からではなく、21年度から表示されてあるようですが、間違いないでしょうか。

○事務局 君島技師

平成21年度です。

○關会長

20年度からと説明があったように思いましたが、以上です。

県から説明終わりましたので質疑に入ります。御質問等ございましたら発言いただきたいと思えます。なお、発言に際しましては、いつものとおり、挙手の上、議長の指名を得てから番号及び氏名を述べて発言願います。よろしく願います。

何かございますか。

なければ固定式刺し網漁業の制限に関する委員会指示(案)については審議の結果、原案とおり指示を発動することに御異議ございませんか。

○各委員

異議なし。

○關会長

ありがとうございます。異議なしと認め、原案どおり委員会指示を発動することに決定いたします。事務局は公報登載手続きをお願いします。

次に審議事項（２）「知事許可漁業の制限措置（案）等について（いるか突棒漁業、小型機船底びき網漁業（なまこけた網漁業））」を上程いたします。県から説明をお願いします。阿部課長お願いします。

○水産業振興課 阿部課長

資料の２をお願いいたします。審議事項の（２）知事許可漁業の制限措置（案）等（いるか突棒漁業、小型機船底びき網漁業（なまこけた網漁業））についてでございます。知事許可漁業の制限許可の手続きにつきましては漁業法の規定により、許可の内容として制限措置を定め、定めるにあたりましては海区漁業調整委員会の意見を聞いた上で公示するという事となっております。本日はこの２種の漁業につきまして漁業法第５８条において準用いたします同法第４２条第３項の規定に基づき、今年１１月から操業を迎えますいるか突棒漁業、小型機船底びき網漁業のうちのなまこけた網漁業の許可にかかる制限措置の内容について御審議いただきたいと考えてございます。詳細は担当の方から御説明申し上げます。

○關会長

本田さんお願いします。

○水産業振興課 本田技師

私の方から資料２を用いて説明させていただきます。資料２おめくりいただきまして１ページ目を御覧ください。こちらは諮問文書の写しとなっております。

２ページ目を御覧ください。２ページ目、３ページ目が、今回御審議いただく制限措置の内容になっております。こちらは後ほど戻りまして説明させていただきます。

続きまして４ページ目を御覧ください。いるか突棒漁業の概要についての資料でございます。まず１番の漁業の概要ですけれども、こちらの漁業は突棒により行う漁業で、りくぜんいるかといしいるかを漁獲対象としてございます。２番の主な経緯につきましては、国際的な動きに伴い、平成１４年度から知事許可制へ移行したものでございます。３番の漁業の状況と資源管理についてですけれども、漁獲実績を下のグラフと表で示しております。平成２２年以降は漁獲量が少なくなっております。グラフの下にあります表が、宮城県に割当てられたいしいるかとりくぜんいるかの漁獲枠、それからそれに対する漁獲頭数をまとめてございます。表の下の方には県内船と岩手県船、北海道船の許可件数の推移を記載しております。直近の令和５年度につきましては、いしいるかの割当頭数が１２９頭、りくぜんいるかの割当頭数が１２頭で、合計１４１頭の枠に対しまして、捕獲頭数は０頭となっております。

次に５ページ目を御覧ください。捕獲枠の管理についてですが、いるかは国際的な資源保護の観点から、水産庁が各道県に捕獲枠を設定してございます。過去には種の取り違いが発覚し、岩手県から捕獲枠の融通を受けたこともございましたが、現在は国で一定量の

留保枠を保持しておりまして、消化状況に応じて追加配分する形に変更されてございます。4番の許可の概要につきましては、下の表のとおりで、操業区域は宮城県沖合海面、漁業時期は11月から4月末までとなっております。許可または起業の認可をすべき船舶等の数は、県内に住所を有する者が3隻、岩手県が4隻、北海道が2隻となっております。こちらにつきましては、下にあります5番の許可の対象を御覧いただきたいのですが、(1)これまでの許可の運用のところで、許可の上限は全体で27隻以内となっており、(2)の公示枠については、県内船は現に許可を有する隻数、県外船については出漁希望隻数ということで、事前に希望をお聞きしておりまして、今回こちらの隻数を公示枠としてございます。

6ページにつきましては、いんかの生態など参考資料となりますので説明は省略させていただきます。

続きまして、7ページを御覧ください。こちらがなまこけた網漁業の概要についての資料でございます。1番の漁業の概要ですが、こちらの漁業は第一種共同漁業権の中で、けた網を使用してなまこを捕獲する漁業でございます。許可制に係る経緯は、平成17年度に深場のなまこを採捕したいとの要望がございまして、特別採捕許可に基づいて漁獲量の調査が行われ、令和2年から許可制に移行したものでございます。3番の漁業の実態ですが、漁獲実績を下の棒グラフに示しておりまして、直近の令和5年度は全体で44トン程度の水揚げがございました。一番下は各共同漁業権の中の操業区域を示しております。

8ページを御覧ください。こちらの漁業につきましては自主管理体制ということで、各漁協支所において操業時間1日当たりの漁獲数量上限等を定めた操業管理規程、それから操業計画を作成し、県の承認を得た上で運用してございます。4番の許可の概要ということで、今回の制限措置の内容ですが、操業区域は漁協が免許を受けた共同漁業権の区域内で、各支所の書面による同意を得た区域となっております。漁業時期は11月から翌年3月末まで、許可または起業の認可をすべき船舶等の数は各支所が操業管理規程で定める隻数となっております。こちらの隻数につきましては、今回は184隻ということで公示したいと考えております。

9ページを御覧ください。公示枠の説明でございますが、こちらの漁業につきましては、共同漁業権を有する漁協主体の資源管理型漁業ということで、操業管理規程と操業計画書の中で、漁協と県で事前に協議し、適正な操業管理体制が確保されていることを確認しながら操業隻数を検討し定めてございます。許可すべき船舶等の数は、これまでの許可隻数または公示枠の最大値を上限とすることを基本にいたしまして、漁協支所の意向と資源利用状況を踏まえながら設定することとしております。下の表でございまして、これまでの許可隻数及び公示枠の推移を示しておりまして、昨年、令和5年につきましては、公示枠182隻に対して許可隻数は153隻でございました。今年度に関しましては、表の一番下の令和6年案というところになりまして、事前に各漁協支所に希望隻数をお聞きして全体で184隻となっております。

それでは資料戻りまして2ページ目、3ページ目を御覧ください。2ページ目がいるか突棒漁業の制限措置の内容となっております。許可すべき船舶等の数ですが、先ほど御説明したとおり県内船が3隻、岩手県が4隻、北海道が2隻ということで公示したいと考え

ております。申請すべき期間でございますが、漁業時期が11月1日からということで、それに合わせて、9月17日から10月16日までと考えております。

次のページに移りまして、こちらがなまこけた網漁業の制限措置でございます。こちらでも先ほど御説明したとおりの内容で公示させていただきたいと考えております。申請すべき期間につきましては、いるか突棒漁業と同様でございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○關会長

本田さんどうもありがとうございました。

質問等ございましたら御発言をお願いします。

尾定委員どうぞ。

○尾定委員

9ページにある許可すべき船舶等の数の公示枠の船舶の数は、その資源利用状況を踏まえて設定するとなっておりますが、以前これを許可制にする時に、資源量というのはなまこがどれくらいいるのか、それに基づいてどれくらい船を出していいのか、とするのが一番理想的だという話があったような気がするのですが、なまこの資源量はある程度把握はされているんですか。

○關会長

どなたかお答えできますか。

○水産業振興課 菊池技術主幹

なまこの資源量ですが、なかなか現状を把握するのが難しいというところがございます。尾定委員がおっしゃられたとおりなのですが、現状は漁期におけます漁獲努力量C P U Eを把握しておりまして、漁獲努力量や漁獲量の状況を確認の上、操業隻数の方を設定しております。

○關会長

よろしいですか。他にございませんでしょうか。

なければ「知事許可漁業の制限措置（案）等について（いるか突棒漁業、小型機船底びき網漁業（なまこけた網漁業））」は、県から諮問のあったとおり、原案どおりで差し支えない旨、答申することに御異議ございませんか。

○各委員

異議なし。

○關会長

ありがとうございます。異議なしと認め、令和6年9月4日付水振第460号により諮問のあったこのことについては、原案どおりで差し支えないと答申することとします。

【協議事項】

○關会長

次に協議事項に移ります。

協議事項（１）「令和６年度全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。瀧上さんお願いします。

○事務局 瀧上主事

資料３を用いまして、（１）令和６年度全国海区調査委員会連合会東日本ブロックについて御説明させていただきます。

まず１ページ目を御覧ください。こちらは全国海区漁業調整委員会連合会の概要となっております。全国海区漁業調整委員会連合会は昭和４０年に設立され、全国７２海区漁業調整委員会が連携し問題の解決を図ることを目的としてございます。主な活動状況といたしまして相互連絡協議のためのブロック会議の開催や政府、関係機関への施策に関する要望活動などを行っております。令和７年度の宮城海区漁業調整委員会の要望内容ですが、事務局案といたしまして太平洋くろまぐろの資源管理について、沿岸漁業と沖合漁業（大中型まき網漁業）の調整について、ロシア大型冷凍トロール船による漁具被害対策についてを事前送付の中で上げさせていただいていたところでございます。

２ページ目をお願いいたします。東日本ブロック会議の通知文となっております。今回は、１０月３１日と１１月１日の２日間、愛知県の名古屋市で開催される予定となっております。

３ページは、要望事項取りまとめの際の留意点についての記載となっております。

４ページですが、昨年度の東日本ブロック要望事項の一覧となっております。宮城県の要望といたしましては、先ほども御説明させていただいたとおり、太平洋くろまぐろの資源管理について、沿岸漁業と沖合漁業（大中型まき網漁業）の調整について、そして、ロシア大型冷凍トロール船による漁具被害対策についての３題を、昨年度も要望として上げさせていただいていた状況でございます。その他が他の海区の要望事項のまとめとなっております。

続いて６ページ、７ページ目でございます。こちらが令和７年度総会に向けた宮城海区漁業調整委員会事務局の要望事項の案でございます。こちらの斜線網掛部分が令和６年度要望事項からの変更部分となっております。令和７年度要望事項の案としての主な変更といたしまして、太平洋くろまぐろの資源管理についてですけれども、日本におけるくろまぐろの漁獲上限に関する事項などの記載を追加したほか、宮城県の定置網の水揚げ状況について情報の更新などを行いました。要望内容については、昨年と同様、本県沿岸ではくろまぐろは定置網の他、かじき等流し網漁業等その他漁船漁業でも混獲されるが、いずれも魚種を選択した採捕が困難であり、くろまぐろ以外の魚種も含む水揚げの減少が懸念されることから引き続き、沿岸漁業への漁獲枠の配分について十分に配慮することを記載したところでございます。これに対しての水産庁の回答といたしましては、令和６管理年度におけるくろまぐろ大型魚配分にあたっては定置網漁業などの沿岸漁業に対しては２０１５

年から2022年の8か年の最大漁獲実績に応じて国が留保している数量から追加配分を行うとともに、配分量が少ない都道府県については、混獲管理の為に一定の数量を当初に上乗せ配分するなど、沿岸漁業に対して配慮した配分を行っている、という回答でございました。このため、引き続き令和6年度と同様の内容で要望を上げていきたいと思っております。

続いて8ページお願いいたします。こちらが沿岸漁業と沖合漁業（大中型まき網漁業）の調整について、となっております。こちらにつきましても昨年度同様、沿岸漁業者と大臣許可漁業者との調整について、両者の共存共栄のため、必要に応じて当事者同士の話し合いの場の設定に努めるとともに、案件に応じて国が主導して円滑な合意形成に向けた積極的な調整を行うことを要望しました。要望に対する回答ですが、適切な資源管理のためには、漁業の特性に応じた資源管理措置を講ずることが大切であり、そのためには関係漁業者間の話し合いを通じて、資源の合理的な利用を図り沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄を図っていくことが重要と考えていることに加え、水産庁としては漁場や資源の利用を巡って生じる漁業調整問題については、地域の漁業実態や要望等を踏まえつつ、必要に応じて立会い調整等することで、双方による協議が十分行われるよう指導してきたところであり、今後もこうした取組を継続して参りたい、という回答でございました。こちらについては引き続き、同様の内容を継続して要望していく必要があると考えてございます。

10ページ目をお願いいたします。こちらが外国漁船問題等についての中にあるロシア大型冷凍トロール船における漁具被害対策についてでございます。11ページにあります要望内容は、事前送付で出ささせていただいておりましたが、水産庁の回答の部分に少々修正を加えまして①の要望内容として我が国排他的経済水域内に入域し操業するロシア大型冷凍トロール船に対しては、沿岸漁業者の漁具被害を未然に防止するため、連絡体制を維持継続することと定めております。また②について、現実に漁具被害が発生していることから、ロシア船による漁具被害において、被害漁具復旧費の全額補助や加害船特定の有無に関わらず補助対象とするなど、活用しやすい補償の仕組みを早急に構築する事と要望としております。こちらに対する水産庁の回答は、漁具被害への漁業者の懸念は十分に理解しており、ロシア漁船が原因と思われる漁具被害が発生した際には、ロシア側に対し、我が国漁業者の被害状況を説明し、再発防止について申し入れるとともに、漁具被害を未然に防止するため、日本側から、ロシア側に四半期ごとに日本の漁業者の設置位置を通報し、ロシア側がロシア漁船への情報伝達および慎重な操業の指導を徹底する体制を構築している、とのことでした。また、②としてロシア側は日本水域では慎重な操業を行い、日本側から通報のあった海域では特に慎重な操業を行うよう、指導する旨を表明しており、現に2022年以降は、ロシア漁船が原因と思われる漁具被害に関する情報が寄せられてない状況であるが、引き続きこうした取組を継続していく考えである。③として外国漁船による漁具被害については、韓国・中国等外国漁船操業対策事業において被害漁具の現状復帰のために必要な経費の1/2を支援しているところであり、まずは当該事業を御活用いただきたい、との回答でございました。

補足として外務省からの回答ですけれども、御指摘のロシア大型冷凍トロール船は日ソ地先沖合協定に基づいて日本の200海里水域で操業するロシア船のことであると理解しましたが、同協定に基づく日露交渉において、交渉ヘッドの水産庁からも露側のトロール船への対応をロシア側としっかり話し合ってきていると承知しており、外務省としても引き続

き水産庁と連携していきたい。また、外務省としても、例えば日本水域太平洋側においては、日本の漁船が設置した漁具の設置位置を定期的にロシア側に通報してきている。引き続き水産庁と連携し、漁具被害の防止に努めていく、というような回答がきている状況でございます。「維持継続すること」という部分を追加で変更を行った上で、こちらについても引き続き昨年度と同様、継続して要望必要があると考えております。

13ページ以降からは、水産庁、関係省庁からの要望結果となっておりますので、後ほど御確認いただければと思います。私からの説明は以上となります。

○關会長

事務局から説明を終わりましたので、質疑に入ります。御質問等ございましたら発言願います。

○平井委員

要望事項に関してはもっともな要望事項ですが、ただ一つくろまぐろについて少しお伺いしたいところです。

くろまぐろの要望事項で、沿岸の配分に配慮をして欲しいというのは当然の御意見だと思いますが、今後のことを考えた場合に、実際に再放流しているというのは非常に大きな課題だと思います。例えば資源評価をする上においても、漁獲実績に基づいて配慮をし、追加配分をするということも問題だと思うので、是非今後、放流状況というのを全国規模でしっかり把握するシステムを作って、今後の資源評価や漁獲実績の反映に回していくという意見を、たくさん出ていると思うんですけど、それを実際進められていくようにしていくべきだと思っています。具体的な方策としては、全国規模の意見出しが必要だと思いますし、また25年、26年度の配分は12月までの会議で決まると思うのですが、一番大事なのは水産政策審議会のまぐろなんとか分科会というのがあるので、そこに参考人の意見として出していくことだと思います。前回の8月に行ったまぐろの説明会においても、漁業法と水産流通適正化法の改正に関する説明で多くの意見が出ていましたが、やはり実際に決まっていく配分の基本的な考え方、決まっていく会議において、参考人の意見として出していくべきだと思うので、ぜひ、宮城県としても漁業者団体さんなり県の資源管理の担当の方から、そういうご意見を出していただいたらいいのではないかなと思っています。

○關会長

これについて何かございますか。

○水産業基盤整備課 日下課長

御意見ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思います。再放流につきましては、これまでもお話が出ておりますとおり、正確な把握が大切だと思っておりますし、また、いかに放流をうまくしていくかという技術開発なども必要だと思っております。把握漁獲枠の増大というところに向けても、再放流の把握というのは大事なところだと思っておりますので、これからも全国会議などの場を通じて、そういった意見を出していきたいと思

います。ありがとうございます。

○關会長

平井委員よろしいでしょうか。

今回の要望事項にはそれは反映されないままでいくということですね。

○平井委員

大きな意味ではそれも入っていると思うんですけどね。

○關会長

他にございませんでしょうか。

なければ「令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議について」はこれまでとします。

○關会長

次に協議事項（2）宮城・岩手両県海区漁業調整委員会交流会についてを上程いたします。事務局から瀧上さんお願いします。

○事務局 瀧上主事

私の方から資料4を用いまして、協議事項（2）宮城・岩手両県海区漁業調整委員会交流会について御説明させていただきます。

1 ページ目開いていただいて、こちらが第17回宮城・岩手両県海区漁業調整委員交流会の案となっております。昨年度は岩手県にこちらから赴いて行った交流会となっております。両県の海区は、漁業状況が類似していることから、営まれる漁業においても共通課題を抱えている状況であり、このことから海区委員の活動の一環として、双方の海区が抱える共通課題等について有意義な意見交換を行う場として、平成14年度より開催しているものとなっております。開催日時、場所等については、令和6年11月19日火曜日、午後3時半から午後5時まで、場所は宮城県庁9階第一会議室、両県委員に加え、県の職員と事務局も出席者として開催する予定です。議題は現状の案といたしまして、「相互入会している漁業のこれまでの調整経過について」を宮城県から一括説明、また「漁業担い手確保に係る取組について」と「近年の海洋環境の変化とその対応について」を両県から説明ということで調整を行っております。2 番目の情報交換会ですが、時間は午後5時半から午後7時、場所は「伊達なおもてなしD.U.C.C.A 仙台駅前店」、会費5,000円程度で予定しております。参考として前回の岩手県で行われた内容も載せております。

2 ページ目は、当日の予定となっております。午後1時から午後3時まで第一会議室で第508回宮城海区漁業調整委員会を行います。その後、待機室に移動し休憩していただき、また第一会議室に戻ってきていただいて、3時半から5時まで交流会を行うというような流れとなっております。交流会が終わり次第、県庁からタクシーで仙台駅前に移動し、情報交換会を行う予定となっております。そして3 ページ目、4 ページ目は参考として、今

までの岩手県との交流会の開催経過、5ページ目、6ページ目が隣県海区との漁業調整委員交流会対応要領となっております。3番の委員の対応体制のところ、「原則として全委員を対象としているが、開催海区に出向く場合は内部調整に一任されている」となっていますが、今回の場合は迎える側ですので、全員が交流会の対象となっております。

そして7ページ目は、岩手海区漁業調整委員会の委員名簿となっております。8月に岩手海区の大井会長が辞任をされまして、8月から新たに湊会長が就任されました。また、会長代理には亙理会長代理が就任されましたので、参考として名簿を載せております。

そして最後に別添資料として出欠確認票をつけております。回答期限の10月18日までに出欠確認させていただければと思います。もし現在回答可能という方は委員会終了後に出していただいても大丈夫でございます。岩手海区さんとは調整を進めていき、通知をお送りしたいと思いますが、一応この内容で考えているところでございます。説明は以上で終わります。

○關会長

事務局から説明が終わりましたので、質疑に入ります。

御質問等ございましたら、御発言願います。

なお、発言に際しましては、挙手の上、議長の指名を得てから番号及び氏名を述べ、御発言願います。

御質問等はありませんでしょうか。

なければ、「宮城・岩手両県海区漁業調整委員会交流会について」はこれまでとします。

○關会長

次に、協議事項(3)「宮城県漁業調整規則の改正について」を上程いたします。

県からの説明を阿部さん、お願いいたします。

○水産業振興課 阿部技術主任主査

協議事項(3)宮城県漁業調整規則の改正について、資料を用いて説明させていただきます。

表紙をおめくりいただきまして1ページを御覧ください。概要といたしまして刑法等の一部を改正する法律及び漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴いまして、本県の宮城県漁業調整規則も改正が必要となっているものでございます。改正予定の概要を一覧にまとめておりますので御覧ください。こちらの表の②にあります拘禁刑の創設に伴う改正につきましては、今年5月の委員会において報告させていただいてございましたが、その後、水産庁から改正の指示が2点ございました。1つは①にあります衛星船位測定送信機等の備付け命令に関するもの、もう1つが③罰則に関する規定の文言の適正化になります。これらの改正内容等について御説明させていただきます。

2の改正内容・理由等を御覧ください。(1)が一覧の①に記載しました改正となっております。TACの報告義務に違反した太平洋くろまぐろが流通した、という事案を受けて法律が強化されたものとなっております。イの理由にありますように漁業法及び特

定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律が今年の6月26日に公布され、このうち漁業法第52条に1項を加える規定が令和6年7月16日に施行されてございます。この改正で加えられた規定の内容ですが、水産資源の持続的な利用を確保するため、VMSと呼ばれるリアルタイムで船舶の位置情報を送信する機器がございしますが、そのような機器の備え付けですとか、操業期間中の常時作動を命じられたものは、通信の妨害、その他該当命令に係る電子機器の機能を損なう行為はしてはいけませんということを新たに規定するものとなってございます。こちらの規定につきましては漁業法で規定されている条文となってございますが、一連の手続きや、規則の内容について、漁業者が適切に理解できるように、本県の規則にも記載されていますので、改正を行うものとなってございます。口の改正概要といたしまして、本県の規則第55条の次に2項といたしまして前項の規定による命令を受けたものは、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない、という条文を加えるものとなってございます。

2ページを御覧ください。（2）刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正につきましては、5月の委員会の時にも御説明させていただきましたが、刑法等の一部を改正する法律というものが、令和4年6月17日に公布されておりまして、令和7年6月1日から施行されます。改正の内容ですが、刑事施設における受刑者の処遇および執行猶予制度のより一層の充実を図るため、懲役及び禁錮を廃止して、新たに拘禁刑というものを創設するものとなってございます。こちらの拘禁刑の創設について、規則においても引用しているということで、手当てが必要なことから関係条文を改正するものとなってございます。口の概要といたしまして本県規則65条第1項中に記載があります懲役を拘禁刑に改めるといったものとなってございます。

続きまして、（3）の文言の適正化ですが、こちらは両罰規定の対象となっている規則の65条と66条というものがございまして、自然人を対象とすることを明確化するために、文言の適正化を行うといったものとなりまして、国の法令担当部局からの指示で、漁業法でも改正が行われており、各県の規則においても同様の改正を行う形となっております。概要といたしましては規則第65条第1項中にあります、「違反したものは」、という文言を「場合には、当該行為をしたものは」という形に改めまして、さらに同項各号中にも「者」という記載がありますが、これを「とき」に改めるものです。また、規則第66条につきましても、「違反した者」という文言を、「ときは、当該違反行為をした者は」という形に改めるといった軽微な文言の修正になります。

続きまして、3のスケジュールでございしますが、現在水産庁や仙台検察庁との事前協議を行っておりまして、今後パブリックコメントも予定してございます。11月から12月にかけて、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会への諮問と答申を行いまして、来年年明けに、水産庁と規則改正に関する認可手続きを行いまして、4月から5月に改正した規則の公示を予定してございます。刑法の改正に係る拘禁刑ですけれども、令和7年6月1日に施行されるという形になります。

続きまして、4その他の検討事項というところで、先ほどの国の法改正とは別な動きといたしまして、「まだこの採捕に係る規制の見直し」を検討してございます。本県は、4月から8月31日までの禁止期間を設けておりますが、こちらの見直しを求める要望があり

まして、規則の改正を検討しているものとなっております。現在こちらにつきまして、水産庁等との事前協議を行っておりますが、その中で規則を緩和した場合でも、まだこの資源に影響がないことの説明が求められておりまして、その他にも、隣県からも改正に対する異議がないことの確認なども必要となっております。また、規則を緩和しても、資源保護上影響がないという形にするために、改正に合わせまして、まだこの重量制限を設けて、小さいまだこは採らないといったような措置も検討しております。これらの措置につきましては、漁業団体ですとか遊漁船漁の団体とも、事前に内容を調整しながら具体化していく必要があると考えてございます。まだこの改正についてもできる限り刑法関係の改正と合わせて手続きを進めて参りたいと考えておりますが、調整には時間を要することも想定されますので、その場合は期限が定められている刑法や漁業法改正に伴う規則の改正を優先して進めさせていただきますので予め御承知いただければと思います。説明については以上となります。

○關会長

事務局からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。御質問等ございましたら発言願います。発言に際しましては、いつものとおり議長の指名、番号及び氏名を述べて発言願います。

○鈴木会長代理

２ページ（２）の口改正概要で規則６５条第１項の懲役と拘禁刑とあるんですけども拘禁刑に変わるということはどういう意味なんですか。懲役と拘禁刑は同じ意味ととっていいのでしょうか。それとも柔らかくオブラートで包んだような言い方を国の方で考えたのか。

○關会長

どなたかお答えいただけますか。

○水産業振興課 阿部技術主任主査

ただ今御質問いただいた懲役と禁錮の関係ですけれども、今回の刑法の改正では懲役というものは、刑罰の中で例えば木工や洋裁といった刑務作業を伴うものとなってございます。禁錮に比べれば、懲役が重いという形になっているのですが、国の方で受刑者の更生というか、社会復帰のプログラムなどを拡充するために新たに、懲役と禁錮が一本化されて拘禁刑が誕生したというような形になってございます。

○關会長

よろしいでしょうか。

○鈴木会長代理

拘禁刑というのは懲役や禁錮刑よりも軽いという意味でよいのかな。

○水産業振興課 阿部技術主任主査

重い軽いというよりは懲役の場合は、例えば1日に8時間以上作業をしなければならないとか。

○鈴木会長代理

私が聞いているのは、結局は悪いこととして捕まった場合に、懲役刑とか禁錮刑っていうのが今まであって、そういったことが新聞沙汰になった場合には、もちろん刑を受ける当人が嫌な思いすると。拘禁刑はそれに匹敵する刑なのかということなんです。いわば漁業法を違反した場合に、拘禁刑で懲役より軽い意味合いを持ったものなのかっていうことを聞いているんです。

○關会長

私の理解を言うと、懲役では必ずその規定時間の労働を科せられるところだったが、拘禁刑はその部分が自由に選べるということになったと理解しておりました。間違いですか。

○水産業振興課 阿部技術主任主査

私も詳しいところはよく分かってはいないところなんですけれども、今会長の方から御説明あったとおり、今までは何時間以上、刑務作業に当たらなければならないという形で厳密に決められていたものが、そうではなくなって、適宜その対象者によって、社会復帰のためのプログラムを設けられるような制度改革が行われたということです。ただ、法律の建付け的にはその違反をした場合には刑を科せられる、というところでは変わりはありません。

○關会長

はい、伊藤委員。

○伊藤委員

これは漁業の方だけ対象になるの。それともすべての刑において対象になるの。

○水産業振興課 阿部技術主任主査

はい。漁業だけではなく、刑法に関わっている法律全て改正が必要となっております。

○伊藤委員

これが令和7年の6月1日からは懲役何年っていうのはなくなるの。拘禁刑何年となるの。

○事務局 阿部技術主任主査

はい。御質問あったとおり、そのような形になります。今後は懲役とか禁錮とかいう文言がなくなって、拘禁刑という形に統一されます。

○伊藤委員

例えば俺が何か悪いこととして懲役3年くらったとしたら、今度は拘禁刑3年となるんだ。

○關会長

はい、そうです。

質問なければ宮城県漁業調整規則の一部改正（案）についてはこれまでとします。

————— 協議事項終了 —————

【報告事項】

○關会長

次に報告事項に移ります。報告事項（１）「秋さけ固定式刺し網漁業の承認申請の取扱いについて」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。君島さん、お願いします。

○事務局 君島技師

報告事項（１）といたしまして、秋さけ固定式刺し網漁業の承認申請の取扱いについて資料６を用いて説明させていただきます。

資料６クリップ留めになっておりまして、ホチキス留めの冊子になっているものと、左上に海区委員会終了後に回収しますと書いてある１枚ものの資料に分かれております。後ほど御説明いたしますが、１枚ものの資料は、新規申請者の申請書となっており、個人情報が含まれておりますので、委員会終了後に回収させていただきたいと思います。

それではホチキス留めの資料１ページ目を御覧ください。令和６年度秋さけ固定式刺し網漁業の承認申請の取扱いについてですが、例年上限隻数の枠を超えた申請があった場合などに、審議事項といたしまして、海区漁業調整委員会で承認の御審議をいただくものとなっておりますが、今年度につきましては、新規の申請を含めて上限隻数のうちに収まることから、今回は報告事項として御説明させていただくものです。まず１番の内容ですが、８月に開催いたしました海区漁業調整委員会におきまして、指示内容について御審議いただきまして８月２０日付けで令和６年度漁期の秋さけ固定式刺し網漁業に係る委員会指示を発動してございます。その指示に基づきまして、２の上限隻数１２０隻に対しまして、３の今年度申請隻数にありますように、継続申請隻数が１０９隻、新規承認申請隻数が１隻となりまして、申請数は上限のうちに収まっております。

２ページ目御覧ください。申請の内容について、漁協及び支所別にどの程度申請があったかというものをまとめてございます。こちら御参考にしていただければと思います。

続いて３ページを御覧ください。今後のスケジュールについてですが、太枠で示した部分が今回の委員会となりまして、８月中旬から、今回申請いただいた申請者の方へ承認証を交付いたしまして、９月２５日からの操業開始に向けて進めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、別紙の１枚ものの資料を御覧ください。こちらが今回新規申請となります県漁協志津川支所所属の方の申請書となります。わかめ養殖を主にやられている方で、漁業経営の多角化を図るために今回申請したとのことでした。冒頭申し上げましたとおり、

こちらは回収いたしますので、持ち帰らずにその場に置いたままにしてくださいよう御協力をお願いいたします。私からの説明は以上となります。

○關会長

事務局から説明終わりましたので、御質問ありましたら御発言願います。

よろしいですか。

なければ秋さけ固定式刺し網漁業の承認申請の取扱いについてはこれまでとします。

○關会長

次に報告事項（２）令和６年度漁期の秋さけ種卵確保対策についてを上程いたします。

県から説明をお願いします。杉田さん、お願いします。

○水産業基盤整備課 杉田技術主幹

資料７を御覧いただきたいと思います。令和６年度秋さけ漁期の種卵確保対策についてということでございます。こちらにつきましては、さけの増殖事業、何より重要な採卵の親魚、あるいは種卵を確保するにあたりまして、増殖事業の関係者が一丸となって取り組むことを目的としまして毎年作成しているものでございます。

なお、こちらの内容につきましては、今月の１９日にふ化場の方など、さけ増殖事業の関係者の方が出席される種卵確保対策会議で説明をさせていただいた上で、正式に決定する予定になっておりますので、この資料では（案）とさせていただいております。

それでは資料に沿って説明させていただきます。まず第１種卵確保対策に関する基本的認識ということで、秋さけにつきましては、昭和５０年代からふ化放流事業が行われまして、その継続的な実施より造成されてきたものでございます。これまで最も来遊の多かった平成２０年度におきましては、３５億円の水揚げがあるなど、本県にとって重要な資源であるということに変わりはないというふうに認識してございます。

一方で近年の来遊状況ですが、著しく減少しているということで、そのふ化放流事業に必要な親魚ですとか、種卵の十分な確保が困難な状況になっているというところでございます。ページ中段の方にグラフがございすけれども、棒グラフの方が沿岸の漁獲数、折れ線の方が稚魚の放流数を示しております。特に令和元年度以降、折れ線も棒グラフも両方激減しておりますが、特に令和元年度以降に非常に来遊数と放流数が低い数字にとどまっているというところでございます。ご存じのとおり、さけは一般に放流から４年で帰ってくるということでございますが、令和元年度、放流数が激減し、それが主群として帰ってきたのが昨年度の令和５年度でございましたが、来遊数は１万尾を下回るということで、棒グラフほとんど見えないぐらい減少してしまいました。それによりまして、その親の魚の確保も困難となったということで、県内の河川での採卵数につきましても、３６０万粒ということで、過去最低の数量となったというところでございます。

今漁期につきましても、主群として帰ってくるのは、令和２年度に放流した稚魚ということで、令和２年度も放流はかなり少なかったということですので、今漁期の来遊数も引き続き、相当厳しい状況になるだろうと考えてございます。こういった厳しい状況の中で、なんとかその資源を将来的に維持していくためには、関係者が一体となりまして、まずは

親魚、種卵を可能な限り確保していくと、できる限りやっていくということが重要であるということを経験的な認識としたいと考えてございます。

次に第2、令和6年度漁期の種卵確保についてでございます。今申し上げましたとおり、今漁期につきましても主群となる令和2年度の放流数が約2,500万尾ということで、震災前の半分程度に留まっていて、さらに沿岸域の高水温の影響も引き続き予測されているということで秋さけの来遊についてはかなり厳しいことが想定されております。それから近年、遡上が最盛期である10月、11月ごろに台風や大雨が発生し、それによって河川の捕獲場などの被害も多発しているため、河川での親魚の採捕も含めて、種卵の確保が非常に困難になると考えられております。

このため今漁期につきましても関係者が一体となり、まずは宮城県に帰ってくる、河川に上ってくる魚、それから海で獲れる魚を最大限活用して種卵の確保を図っていくこと。それでも足りなければ、北海道など他道県産の種卵も積極的に移入をしていくということが必要であると考えてございます。そしてこのページ中のグラフの右肩に表が載っておりますけれども、近年の他道県産種卵の移入量を記載してございまして、特に令和4年度、5年度につきましても、北海道などから一定数の種卵を移入しまして、なんとか放流数を確保しているというような状況でございます。今期につきましても、北海道でも厳しい来遊が予測されているということではございますが、最大限種卵が確保できるように移入の調整を実施していくというところでございます。

次のページを御覧ください。こういったところを踏まえまして、第3、令和6年度漁期の親魚・種卵確保の基本方針ということで、1から5までの取組によって種卵の確保を図っていきたいと考えております。かいつまんでの御説明になりますけれども、1が河川遡上親魚の最大限の活用ということで、宮城県に帰ってくる魚の卵を最大限に活用していくということで、まずは川に入ってくる魚から最大限の採卵に努めたいと考えております。

それから2番、海産親魚の活用ということで、河川だけでは到底足りないということで、定置など海面の漁業者さんの協力もいただきながら海産親魚の活用に努めていこうと考えております。

3番目としまして、他道県産種卵の移入調整ということで、やはり河川・海産卵だけでは足りないということですので、北海道など他道県産種卵の積極的な移入調整に取り組んでまいりたいと考えております。

ページをめくっていただきまして4番の種卵の移出入調整ということで、なかなか厳しい状況が予想されておりますが、各ふ化団体、あるいはその連携体制の中で、万一種卵に余剰が発生した際には、他の地域というか、ふ化団体の方に移出について調整するということで、確保された種卵については、増殖事業に最大限活用していきたいと考えております。

最後に5番、その他「さけ採卵・放流計画基本方針」の策定ということで、厳しい状況を踏まえて、現在各ふ化団体さんにおきましては、今後継続をどうするかということを検討していただいております。その意向についても確認をして参ります。また増殖事業の体制の見直しも、今後進めていかなければならないという状況も踏まえ、今期の放流採卵に関する基本方針ということで、ふ化場ごとの採卵ですとか卵の移入ですとか、あるいは放流といった計画を積み上げた基本方針を策定しまして、それに基づいて各ふ化団体さんの

方で、計画的・効率的にふ化放流事業を実施していくということを考えてございます。

厳しい状況でございますが、引き続きふ化放流事業関係者の皆様と連携しながら、最大限、稚魚の確保に努めて参りたいと考えてございます。私からは以上でございます。

○關会長

杉田さんどうもありがとうございました。事務局からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。御質問等ございましたら発言願います。

なければ令和6年度漁期の秋さけ種卵確保対策についてはこれまでとします。

————— 報告事項終了 —————

○關会長

次にその他に移ります。何かございますか。

木村委員どうぞ。

○木村委員

海区の挨拶でもあったんですけど、あこやがいで予算は取ってもらえる。おそらく取れると思うんですけども、それで9月5日の河北新報ににしきごいもと書いてあったんですね。にしきごいを漁業者にやれということなのかと思って。

○關会長

日下さんお願いします。

○水産業基盤整備課 日下課長

いろいろ今の高水温を踏まえて新しいことを考えていかないといけないということでの1つの種類としてにしきごいというのでも載っておりましたが、海面の方というよりは内水面漁業というものでございますので、そちらの例えば養魚場さんの方の振興というところも、選択肢の中に1つ入れて、想定をしているところでございまして、これから本当にどなたがやるのかどうかとか、そういったあたりは、お話を聞きながら対応していくことと考えてございます。

○關会長

他にございませんか。

なければ事務局から事務連絡をお願いします。

○事務局 武山総括次長

それでは事務局から次回の海区漁業調整委員会の開催日時についてお知らせをいたします。次回は11月19日火曜日午後1時から、場所はこちら県庁9階第一会議室で開催を予定しております。また本日の議題にありましてとおり、岩手海区との交流会につきましては、次回の海区委員会終了後、午後3時30分から開催いたします。

つきましては、出欠確認票を10月18日金曜日までに事務局へ御提出くださいますようお願いいたします。本日御提出いただける場合は、お帰りの際に事務局へ御提出いただければと思います。

事務局からは以上です。

○關会長

その他ございませんね。

本日予定しておりました議題は以上で全て終了しましたので、本日の委員会はこれで終了いたします。

皆さんどうも御苦勞様でした。

— 委員会終了 —

《議決（決定）事項》

審議事項

- （１）まだら固定式刺し網漁業の制限に関する委員会指示（案）について
- （２）知事許可漁業の制限措置（案）等について
（いるか突棒漁業、小型機船底びき網漁業（なまこけた網漁業））

協議事項

- （１）令和６年度全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議について
- （２）宮城・岩手両県海区漁業調整委員会交流会について
- （３）宮城県漁業調整規則の改正について

報告事項

- （１）秋さけ固定式刺し網漁業の承認申請の取扱いについて
- （２）令和６年度漁期の秋さけ種卵確保対策について

その他

以上の記録は的確であることを認め署名する。

会 長

関 哲夫

署名委員

菊田 亨

署名委員

尾定 誠

書 記

瀧上 瑠那